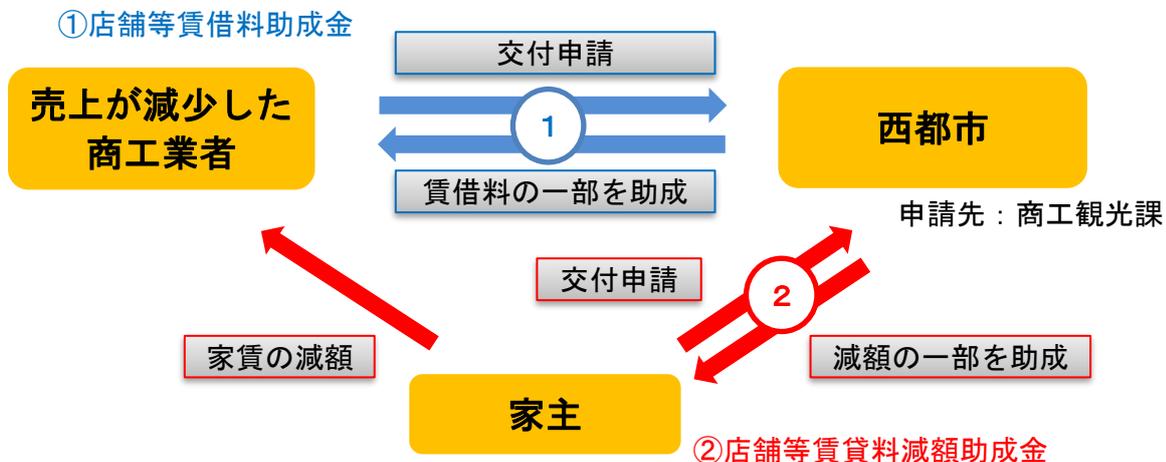


新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、厳しい経営環境にある市内商工業者の安定的な経営継続を支援するため、市内の店舗等を賃借して事業を営んでいる事業者の賃借料の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■市内の店舗等(※)を賃借して事業を営んでいる商工業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月～5月までの売上が前年同月比で概ね30%以上減少している月が1月以上あるもの ※店舗、店舗の敷地及び事業に必要な駐車場 ■市内で事業を営む中小企業者（法人の場合は市内に本社を有する者） ■市税を完納している者（納期限が令和2年1月1日までのもの）
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ■通常の賃借料に対して1/2（上限2万円/月） ■申請の月から起算して3か月分 ※千円未満の端数切り捨て
申請期間	令和2年5月1日から6月30日まで
必要書類 (申請及び請求時)	<ul style="list-style-type: none"> ■店舗等賃借料助成金交付申請書兼請求書 ■助成の対象となる店舗等の賃貸借契約書の写し ■売上が減少したことを証する書類(前年の確定申告書や最近の売上台帳等) ■市税納入状況の確認に関する同意書 ■その他必要と認める書類

<手続きの流れ> ※家主との間で賃借料の減額がなされなかった場合は、「①」のみの手続きとなります。



※家主が助成対象店舗等の賃貸料を減額した場合、家主に対して別途減額した賃貸料の1/2（上限1万円/月）を助成します。

【お問い合わせ先】 西都市新型コロナ感染症対策室（商工観光課）

電話：0983-43-3222 FAX：0983-43-2067